

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 (略)

第2表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	ア 当社は、契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に関する工事費（当社が定めるものを除きます。）の合計額（以下「分割対象費用」といいます。）について、当社が定めるところにより、 <u>契約者が指定する回数</u> に分割して請求する取り扱い（以下「分割支払い」といいます。）を適用します。 この場合において、当社は、契約者から音声利用 I P 通信網契約（音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る工事費（当社が定めるものを除きます。）について、分割支払いの請求があったものとみなして取扱います。 イ～ウ (略)
(略)	(略)

2 料金額 (略)

第3表 (略)

別表1～別表2 (略)

附 則 (平成 29 年 4 月 19 日経企第 101 号)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 26 日から実施します。

第1章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 (略)

第2表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	ア 当社は、契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に関する工事費（当社が定めるものを除きます。）の合計額（以下「分割対象費用」といいます。）について、当社が定めるところにより、24 回に分割して請求する取り扱い（以下「分割支払い」といいます。）を適用します。 この場合において、当社は、契約者から音声利用 I P 通信網契約（音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る工事費（当社が定めるものを除きます。）について、分割支払いの請求があったものとみなして取扱います。 イ～ウ (略)
(略)	(略)

2 料金額 (略)

第3表 (略)

別表1～別表2 (略)

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

第 1 章～第 15 章 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表 (略)

第 2 表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	ア 当社は、契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に関する工事費（当社が定めるものを除きます。）の合計額（以下「分割対象費用」といいます。）について、当社が定めるところにより、 <u>契約者が指定する回数に分割して請求する取り扱い</u> （以下「分割支払い」といいます。）を適用します。 この場合において、当社は、契約者から I P 通信網契約（ I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る工事費（当社が定めるものを除きます。）について、分割支払いの請求があったものとみなして取扱います。 イ～ウ (略)
(略)	(略)

2 料金額 (略)

第 3 表～第 5 表 (略)

別表 1～別表 6 (略)

附 則（平成 29 年 4 月 19 日経企第 101 号）

この改正規定は、平成 29 年 4 月 26 日から実施します。

第 1 章～第 15 章 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表 (略)

第 2 表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	ア 当社は、契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に関する工事費（当社が定めるものを除きます。）の合計額（以下「分割対象費用」といいます。）について、当社が定めるところにより、 <u>24 回に分割して請求する取り扱い</u> （以下「分割支払い」といいます。）を適用します。 この場合において、当社は、契約者から I P 通信網契約（ I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る工事費（当社が定めるものを除きます。）について、分割支払いの請求があったものとみなして取扱います。 イ～ウ (略)
(略)	(略)

2 料金額 (略)

第 3 表～第 5 表 (略)

別表 1～別表 6 (略)